議案第47号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定 の件

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように 制定する。

令和4年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例(昭和35年鹿児島県条例第47号)の 一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (30) 犯罪予防等通訳作業手当
- (31) 船舶警ら等作業手当

第31条の3の次に次の2条を加える。

(犯罪予防等通訳作業手当)

- 第31条の4 犯罪予防等通訳作業手当は、職員が犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕に 伴う通訳の作業に従事したときに支給する。
- 2 犯罪予防等通訳作業手当の額は,作業に従事した日1日につき,560円以内とする。 (船舶警ら等作業手当)
- 第31条の5 船舶警ら等作業手当は、職員が警察用船舶に乗船し、船舶警ら、犯罪の捜査、警戒警備又は救難若しくは救助の作業に従事したときに支給する。
- 2 船舶警ら等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、340円以内とする。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

犯罪予防等通訳又は船舶警ら等に従事した地方警察職員に特殊勤務手当を支給するため,所要の改正をしようとするものである。